

第60号議案

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を 改正する条例の制定について

川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例

川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午後6時」を「午後5時」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合における使用時間は、午後2時から翌日の午前10時までとする。

第3条第2項中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」を「次の各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 3月1日から11月30日までの期間を除く火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときはその翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、川の駅の使用時間を変更することができる。
- 別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

(1) 施設使用料

施設・設備	区分	単位	金額
展示室	全面使用	1時間	1,000円
ピロティ	1平方メートル	1時間	30円
河川通路 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円
階段護岸	1平方メートル	1時間	30円
駐車場	バス及び大型特殊自動車	1台につき1日	2,000円
	普通自動車、小型自動車、 軽自動車及び小型特殊自動車 (バス及び二輪自動車を 除く。)	1台につき1日	1,000円
附帯設備等	1基又は1台	1回	各附帯設備等ごとに 3,000円を超えない範 囲において市長が別に 定める額

(2) 河川広場（堤防敷及び高水敷）使用料

施設	使用目的	区分	単位	金額
河川広場 (堤防敷)	バーベキュー・デイ キャンプ	1区画	1回	3,000円
	宿泊キャンプ (午後2時から翌日 の午前10時までの 使用をいう。以下同 じ。)	1区画	1回	5,000円
		一般(中学生以上) 1人	1回	1,000円
		小学生 1人	1回	500円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円
河川広場 (高水敷)	バーベキュー・デイ キャンプ	1区画	1回	1,500円
	宿泊キャンプ	1区画	1回	2,500円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、事業所を市内に有しない者）が使用するとき、使用料の5割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時まで（河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合にあっては、午後2時から翌日の午前10時まで）の使用をいう。ただし、使用の期間が1日未満の場合は、これを1日とする。
- 4 この表において「中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいい、「小学生」とは、同条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。

5 この表において「バス」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車で、乗車定員11人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。

6 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

7 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

8 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

9 キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占用面積は、原則6平方メートルとして算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川の駅・亀岡水辺公園条例別表第1第1号の表中展示室の部及び駐車場の部の使用料は、令和6年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 川の駅・亀岡水辺公園の使用時間及び休園日の見直しを行うこと。
- 2 川の駅・亀岡水辺公園の利便性の向上及び利用の促進を図るため、次のとおり改正すること。
 - (1) 展示室の使用料を1時間当たり1,000円とすること。
 - (2) 駐車場使用料の規定を新たに設けること。
 - (3) 宿泊事業を実施することに伴い、河川広場（堤防敷及び高水敷）の使用料の見直しを行うとともに、宿泊時の使用料の規定を新たに設けること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行し、2の(1)及び(2)の改正については、令和6年7月1日以後の使用に係る使用料から適用すること。